

皇學館論叢

第三十五卷 第一号

(通卷204号)

論 說

旧制高校“非正統グループ”入学者考

..... 山口宗之(一)

個人レベルにおける史料のデジタル化に関する一試論(上)

ー音声史料のデジタル化技法ー

..... 伊藤信哉(一)

研究ノート

皇極天皇紀の蘇我大臣 堀井純二(三)

書 評

深草正博著「環境世界史学序説」 荒井正雄(四〇)

皇學館大學人文學會

(平成14年2月)

個人レベルにおける史料の デジタル化に関する一試論（上）

— 音声史料のデジタル化技法 —

伊 藤 信 哉

□ 要 旨

近年における、パソコンの性能向上とインターネットの普及は、歴史研究にも大きな影響を及ぼしつつある。多くの研究者にとって、文献の所在をインターネット経由で確認したり、論文の原稿をパソコンで執筆したりするのは、とくに珍しいことではなくなっている。しかし、個々の研究者が入手した音声史料や写真史料を、コンピュータで操作できるようにデジタル化し、他の研究者と共有する技法については、いまだ未開拓の部分が大きく、基礎的なマニュアルすら存在しないのが現状である。そこで本稿では、筆者がこれまで摸索してきた、これらの史料をデジタル化し活用する技法について紹介し、新技法の導入によっていかなる効果が期待されるか、また予想される法律上・技術上の問題としてどのようなものがあるか、それぞれ概観することにする。今回はまず、音声史料（インタビューの録音記録）を、パソコンを使ってCD化する技法について、とりあげることにしたい。

□ キーワード

パソコン デジタル化 インタビュー 音声史料 方法論

はじめに

I 音声史料のデジタル化

1 従来の技法

2 新しい技法の概要

(1)使用する機材

(2)インタビューの録音

(3)コンピュータへの転送

(4)CD-Rへの書込み

3 ケース・スタディ

(1)使用する機材

(2)インタビューの録音

(3)コンピュータへの転送

(4)CD-Rへの書込み

4 期待しうる効用

(1)史料劣化の防止

(2)利用の簡便化

(3)複製の簡易化

5 予想される問題点

(1)CD-Rの「寿命」

(2)データの改竄

(3)複製の簡易化に伴う問題

6 今後の展望 (以上本号)

II 写真史料のデジタル化 (以下次号)

おわりに

はじめに

パーソナル・コンピュータ(パソコン)の性能は、ここ数年の間に飛躍的に向上した。一方でその価格は、性能に反比例するかのようには下落した。このことは、われわれの日常生活ばかりでなく、研究活動にも大きな影響を及ぼしつつある。多くの研究者にとって、いまや論文をパソコンで執筆するのは当然のことであるし、インターネットを經由して図書館の蔵書を調べたり、また、入手した文献をデータベースソフトを使って整理したりすることも、それほど珍しいことではなくなりつつある。

一方、このような研究環境の変化は、資史料の利用方法にも大きな変化をもたらしている。社会科学の分野でいうならば、現在、わが国で施行されている法令については、総務省がインターネット上に開設しているサイトで調べることができるし、国会の会議録も、1947年の第1回国会以降のすべての議事録を、国立国会図書館のウェブ・ページで閲覧することができる⁽¹⁾。また、政府が発表する諸々の統計も、ネットで最新の情報を入手できる⁽²⁾。歴史的な資史料に関しても、たとえば国立国会図書館や京都大学附属図書館が、所蔵する貴重書(貴重文献)を画像として公開するなど⁽³⁾、さまざまな取組みがはじめられている。われわれは、それらを活用しながら、以前よりも効率的に、研究を進められるようになってきているのである。

しかしその一方で、研究者が日常的に取り扱う資史料の多くは、このようなデジタル化がなされておらず、しかも将来においても、公的機関によってデジタル化される可能性が非常に小さいものである。たとえば、筆者は現在、米田實という人物の研究を行っている⁽⁴⁾。しかし、彼の遺族に対するインタビューの記録や、彼が生前に受取った書翰類、また米田家に遺されている写真などを、公的な機関がデジタル化することはほとんど考えられない。なぜなら、米田實が当時の社会で果たした役割など、今日ではほぼ完全に忘れ去られているからである。

しかし、これらの資史料が、将来においても完全に無価値であり、デジタル化して公開する意義もまったくなく、と断言することはできない。今のところ

はその価値が判断できなくとも、それらを外部に公開して他の研究者の参考に供することによって、新たな視角から「再発見」される可能性もあるからである。また後述するように、資史料をデジタル化し一般に公開することは、まったく新しい研究上の可能性をも、切り拓くものである。

とはいうものの、予算や人員の制約から、公的な機関がこれらの「無名の」人物や事件の、資史料のデジタル化に取り組む余裕はないであろう。このような現状では、それらの資史料については、各研究者が個人レベルでデジタル化し、一般に公開するほかない。この種の作業はこれまで、個人で行うには技術的・資金的にきわめて困難であるか、まったく不可能とされてきた。しかし、上述したような環境の変化や、コンピュータ機器の高機能化・低価格化によって、今では容易に実行可能なものとなりつつある。

これらの作業は、ここ数年間で急速に進歩した技術に依存するだけに、体系的な技法が整備されているわけでもなく、まとまったマニュアルが存在するわけでもない。そこで本稿では、筆者がこれまで試行錯誤しながら作り上げてきた手法を紹介し、同様の問題に関心を持つ方々の参考に供することにしたい。

I 音声史料のデジタル化

1 従来の技法

最初に取り上げるのは、インタビュー・テープなどの「音声史料」のデジタル化である。近現代史を研究の対象とするとき、関係者へのインタビューが不可欠である場合が少くない。そして、インタビューを録音したテープは、研究の基礎資料として、さまざまな形で活用される⁽⁵⁾。

インタビューを通じて知り得た事実を、論文で紹介する際には、たとえば註記において「米田直樹・悦子夫妻の伊藤への談話(1998年6月3日)」という具合に言及するのが普通である⁽⁶⁾。そして証拠となるインタビュー・テープは、取材者が個人的に保管するか、取材者が所属する組織によって保存される場合が多い。

2 新しい技法の概要

これに対し、最近のオーディオ機器やコンピュータ機器の、高性能化と低価格化によって、つぎのような技法が可能となりつつある。詳しい説明は次項に譲り、ここでは概要のみを述べる。

(1)使用する機材

新しい技法では、インタビューの録音にMDプレーヤーを使い、また録音データを処理するのにパソコンやCD-Rライターを利用する⁽⁷⁾。

(2)インタビューの録音

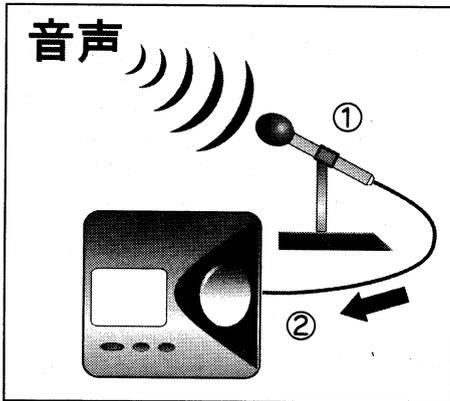
インタビューの録音には、カセットテープではなくミニディスク (MD) を使用する (図表1-1)。MDは、光磁気ディスクに音声を記録するもので、1991年に規格が発表され、翌年商品化された。カセットテープとは異りデジタル方式で録音するため、音質の劣化を抑制することができ、また再生を繰り返しても、テープが機械に絡まったりする心配がないなどの長所がある⁽⁸⁾。

(3)コンピュータへの転送

インタビューのあと、MDに録音された音声を、光ケーブル (またはオーディオケーブル)⁽⁹⁾ を使ってパソコンに転送する (図表1-2)。転送されたデータ (ファイル) は、トラック分割 (後述) などの処理を施したうえで、ハードディスクドライブ (HDD) に保存する。

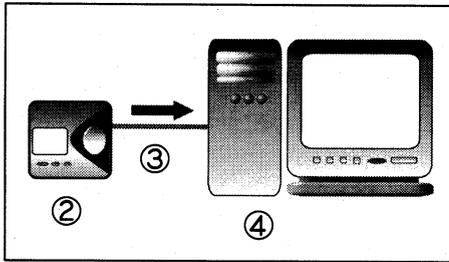
(4)CD-Rへの書込み

さらに、HDDに保存した音声データを、CD-Rライターを使用してCD-Rメディアに書込む (図表1-3)。この作業は、HDDの破損などによるデータの喪失に備えるためのものであるが、将来的に、データを外部に提供することを視野に入れた処置でもある。CD-Rに書込んで保管しておくことで、音声データは、品質を劣化させることなく、容易に複製できるようになるからである。



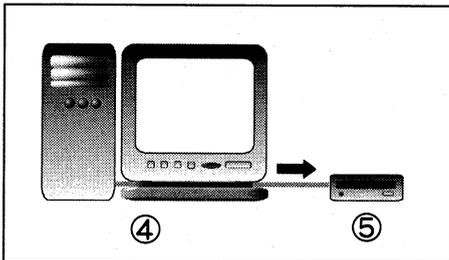
- ①マイク
- ②MDプレーヤー

(図表 1-1)



- ③光ケーブル/オーディオケーブル
- ④パソコン

(図表 1-2)



- ⑤CD-Rライター

(図表 1-3)

3 ケース・スタディ

以上が新しい技法の概説である。その効用や問題点は、次項以下で詳しく検討することにして、本項ではこの技法について、実際に筆者が試みたケースをとりあげて、より具体的に説明することにした⁽¹⁰⁾。

(1)使用する機材

筆者が使用した機材とソフトウェアは、下記の通りである。

◇マイク…クリエイティブ MC1000/J

◇取材用MDプレーヤー…ケンウッド DMC-J7R

◇再生用MDプレーヤー…カシオ MDH-10

◇パソコン…自作機(筆者が部品を購入して組立てたもの)

主な仕様は

CPU:AMD Athlon 900MHz、SDRAM:512MB、HDD:20GB。

OSは、マイクロソフト Windows2000 Professionalである。

◇パソコン用オーディオデバイス…ローランド UA-30

◇CD-Rライター…松下電器 LK-RB7503B

◇ソフトウェア…アプリックス WinCDR 6.0

Osamu Kurai氏作 WaveZ Ver.1.70β

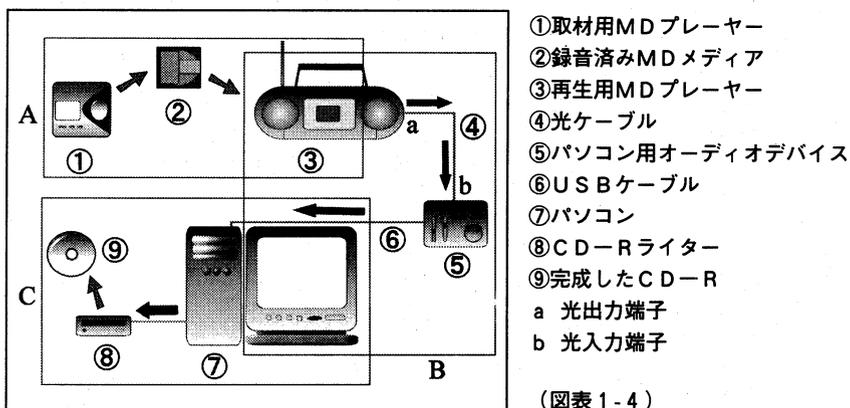
(2)インタビューの録音

インタビューは、米田實の御遺族に対して筆者がおこなったもので、1998年10月29日に、東京都東久留米市にある米田家において行われた。上記の機材のうち、筆者が持参したのは、取材用MDプレーヤーとマイクのみである。録音時間は2時間26分(146分)で、74分用のMDメディア2枚に記録された。

(3)コンピュータへの転送

機材の都合上、MDからコンピュータに音声データを転送するためには、やや複雑な手順を踏む必要があった(図表1-4参照)。

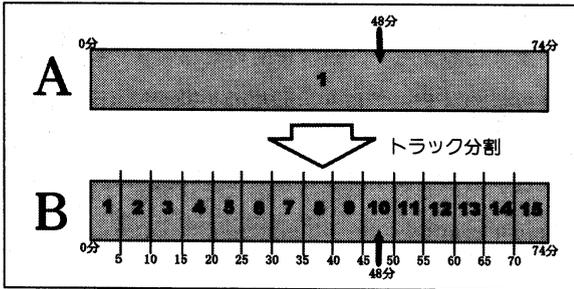
- ① まず、MDからの出力であるが、筆者の取材用MDプレーヤーには、光出力端子が付いておらず、データをデジタル方式で出力することができない。そこで録音したMDメディアを、光出力端子を持つ別のMDプレーヤーに移し、そこで再生することにする(図表1-4のA部分)。
- ② つぎに、図表のB部分に示すように、MDプレーヤーの光出力端子と、パソコン用オーディオデバイスの光入力端子を接続し、データを転送する。なお筆者のパソコンには、光入力端子が付いていないため、UA-30のような専用の機器を介することになるが、光入力端子を持つパソコンであれば、そのままMDプレーヤーとパソコンを直結すればよい。ま



た転送に際して、データを送出する側（MDプレーヤー）は、そのままMDを再生すればよいのだが、データを受け取る側（パソコン）には、特別なソフトウェアが必要である⁽⁴⁾。

- ③ パソコンに転送された音声データ（ファイル）に適切な名前をつけ、WAVE形式でハードディスクに保存する。筆者の場合、2本のMDメディアから、それぞれ音声データを転送したところ、作成されたファイルのサイズは、2本あわせておよそ1.44GBとなった。これら2つのファイルには、それぞれ半角文字で「MAIDA 1.WAV」「MAIDA 2.WAV」という名前をつけ、ハードディスクに保存した。
- ④ さらにこのファイルを、複数の「トラック」に分割する。パソコンに転送された音声データは、そのままではMD 1本分のデータが、まるごと1トラック（音楽に譬えると1曲分）となっている（図表1-5のAの状態）。そのため、たとえば「冒頭から48分前後のところまでなされた証言を聴き直したい」と思っても、冒頭から「早送り」をして該当の箇所を探さねばならず、大変に不便である。そこで、あらかじめ74分のデータを5分ごとに区切り、15トラックに分割することにする（図表1-5のBの状態）。これを音楽に譬えるならば、切れ目なしの「ひとつながり」の曲を、15の楽章に分割するようなものである。これによって「冒

頭から48分目の場所」を聞くには、第10トラック(45分目から50分目の部分)だけを再生すればよくなる。なお、トラックの分割にも、専用のソフトウェアが必要である⁽¹²⁾。



(図表 1-5)

- ⑤ 分割された15の音声トラック(ファイル)に、それぞれ適当な名前を付け直したうえで、あらためてHDDに保存する。筆者は、MAIDA 1. WAVを分割した15個のファイルには「MAIDA1_01.WAV」から「MAIDA1_15.WAV」までの名前を、MAIDA 2. WAVを分割したファイルには「MAIDA2_01.WAV」から「MAIDA2_15.WAV」までの名前を、それぞれ付けたうえで、HDDに保存した。

(4) CD-Rへの書込み

最後の工程は、作成された合計30のファイルを、CD-Rに書込む作業である。この作業にはCD-Rライターと、書込み用のソフトウェア⁽¹³⁾が必要である。具体的には、パソコンにCD-Rライターを接続し(図表1-4のC部分)⁽¹⁴⁾、ソフトウェアを使ってCD-Rメディアに書込むことになる。

実際の作業に入る前に、まず、オーディオCD(CD-DA形式)を作るか、それともデータCD(ISO 9660形式)を作るかを選択する。

前者の場合、できあがったCDは、ふつうの音楽用CDプレーヤーで再生できる。しかし、1枚のメディアに、最高でも80分しか録音できないという短所がある。後者の場合、音声の再生にパソコンが必要となるが⁽¹⁵⁾、工夫しだいで前者の10倍以上の時間を、1枚のCDに録音することが可能である⁽¹⁶⁾。

①オーディオCDとして作成する場合

まず、データの書込み用に、もとのMDと同じ枚数(今回は2枚)のCD-R

Rメディアを用意する⁽¹⁷⁾。

次に、パソコン上で書込み用のソフトウェアを起動し、メニューから「オーディオCDの作成」を選択する。あとは、1枚目のCD-Rメディアに、MAIDA1_01.WAVからMAIDA1_15.WAVまでの15個のファイルを、トラック間に無音部分を作らないように設定し⁽¹⁸⁾、順番を間違えないように注意しながら書込むだけである。2枚目のメディアにも、同様の手順でMAIDA2_01.WAV以下のファイルを書込んでゆく。ちなみに筆者の作業環境で、15個のファイルを1枚のCD-Rに書込むのに要した時間は、およそ10分間であった。

②データCDとして作成する場合

こちらの方式を選択した場合、WAVE形式のデータを直接CD-Rに書込むこともできるが、そうすることにほとんどメリットはない。ISO9660形式でCD-Rを作成するのであれば、ファイルをWAVE形式から、MP3形式かWMA形式に変換するべきである。なぜなら、形式を変えることで、1枚のCDに10時間以上のデータを書込むことができるようになるからである⁽¹⁹⁾。

ファイルを変換したあとの手順は、オーディオCDの場合とさほど変わらない。すなわち、書込み用のソフトを起動して、メニューから「データCDの作成」を選択し、ファイルの順序を間違えないように書込んでゆけばよい。

③CDエクストラとして作成する場合

なお、もう1つ別の方式として、CDエクストラ（エンハンスドCD）というものがある。これは、オーディオCDとデータCDを1枚のCDの中で合体させたもので、音声データの後にパソコン用のデータが書込まれる。このCDは、音楽用プレーヤーでは通常のオーディオCDとして再生され、パソコンのCD-ROMドライブに入れるとデータ部分を読むことができる⁽²⁰⁾。筆者は、この方式を採用ことが多い。

具体的には、まずオーディオ部分（第1トラック）に音声データを入れる。そして、データの部分（第2トラック）には、別途作成したインタビューに関するテキストファイル（インタビューの日時や場所、主要な証言などをメモしたもの）を書込む。作成方法は、書込み用ソフトのメニューで、「エンハンス

ドCDの作成」を選択し、それぞれのトラックに、該当するファイルを書込むだけである。

4 期待しうる効用

(1)史料劣化の防止

この新技法による第1の効用は、史料の劣化防止である。カセットテープの場合、データを再生する際に、テープが機械に絡まったりして貴重なデータを喪失する可能性がある。また、再生を繰り返すことで、テープが伸びたり劣化したりする恐れもある。さらに、カセットテープは黴や埃、磁気などに弱いため、保管の際に注意を怠ると、数年で再生不能となることも稀ではない。

これに対してCD-Rは、100万回の再生にも耐えうるとされており、再生を繰り返しても、メディアが破損したりデータが劣化したりする心配がない。またCD-Rは、磁気の影響を受けないので、不用意に磁石の側に置いたとしても、記録内容が失われることがない。さらにCD-Rは、理論的には数十年(100年以上とする説もある)の保存寿命をもつ⁽²¹⁾。すなわち、カセットテープと比較して、インタビュー記録のような貴重なデータを、長期間にわたって良好な品質で保存するのに、より適したメディアと考えられる。

(2)利用の簡便化

第2の効用は、史料の利用の簡便化である。たとえば、ファイルの形式をWAVEからMP3に変換することによって、およそ880分(14時間40分)の音声データを、わずか1枚のCD-Rメディアに収めることができる⁽²²⁾。これは、60分用のカセットテープに換算すると15本ぶんの容量であり、データの運搬や保存管理のことを考えると、きわめて簡便といえる。

また、CD-Rはランダムアクセスの能力に秀でており、あらかじめトラックを分割しておけば、「インタビューの冒頭から、だいたい1時間10分前後のところに出てきた証言」を探しだすのに、1分もかからないで済む。もし、カセットテープで同じことをしようとすれば、テープを早送りするだけで、かなりの時間と手間を要するであろう。このような、大容量で取扱いの容易なメディアを、研究で利用することのメリットは、きわめて大きいと考えられる。

(3)複製の簡易化

新技法の導入による第3の効用は、史料の複製の簡易化である。

カセットテープを複製する場合、そのつどオリジナルのテープから、いちいち別のテープに録音しなおす必要がある。しかもその際に、オリジナルを破損する危険があり、またアナログ回路（ケーブル）を経由するため、音質の低下も避けがたい。そのため、一度に大量のコピーを作成したり、「孫コピー」からさらにコピーを作ったりすることは、個人レベルでは現実的ではなかった。

これらの難点から、たとえば論文の註記で「〇〇氏の筆者への談話による（テープは筆者が保管）」とあったとしても、読者は論文の筆者に対して、気軽にその複製を依頼するわけにもいかず、「問題の発言は、いかなる文脈でなされたものなのか」といった疑問を抱いたとしても、それを解決する方法がなかった。

しかし新しい技法によって、これらの障碍は取り除かれる。現在の技術では、1枚のCD-Rをコピーするのに必要な時間は、わずか十数分である。メディア1枚の価格も、せいぜい100円前後にすぎない⁽²³⁾。しかも、複製を繰り返しても音質は劣化せず、オリジナルを傷つけるおそれも小さい。

そのため、たとえば論文で「筆者への談話による」と註記された部分につき、なにか疑問を感じたときは、読者は論文の筆者から、インタビューを収めたCD-Rのコピーを入手し、自分の耳でその詳細を確認することができるようになる。これはすなわち、インタビューそのものを、他の研究者が検証する可能性を拓くものである。つまり「インタビュアーによって誘導的な質問がなされていないか」「インタビュアーが発言の末節を曲解していないか」「証言者はどのような口調で発言しているか」といったことを、第三者が詳細に検討できるようになるのである。この「音声史料に対する検証可能性の拡大」が、研究水準の向上に資する可能性は、決して小さいものとはいえない。

また、インタビュアーが証言者から引出した情報のなかには、インタビュアー自身にとってはそれほど価値がないため、論文などで利用されないものも多いであろう。しかし、それが他の研究者にとってはきわめて重要、という場合もありうる。複製の簡易化により、さまざまな音声史料の入手が容易になるとい

うことは、インタビュー記録に含まれるさまざまな情報が、インタビュアーによって独占されることなく、ひろく学界全体で共有されるということであるから、その点でも研究の発展に資するところは大きい⁽²⁴⁾。

5 予想される問題点

この新技法には、以上のような効用が期待されるが、その一方で、さまざまな問題点も指摘できる。

(1) CD-Rの「寿命」

前項でも触れたように、CD-Rの理論上の保存寿命はきわめて長い。しかし、直射日光に長時間曝されたり、鋭利な刃物で傷つけられたりすると、記録されたデータは失われてしまう。また、火災や地震などの不慮の災害や、紛失・盗難に遭う可能性も考えられる。とくにデータ形式のCD-Rの場合、1枚のディスクに龐大なデータが収められるだけに、損失もまた甚大なものとなる。

またこのような、CD-Rの「物理的寿命」ばかりでなく、「規格の寿命」も問題である。CD(コンパクトディスク)という規格は、今から20年ほど前に登場したものであるが、これがさらに50年後まで、ひろく使われ続けるかは疑問である。そのため、たとえば図書館などが、CD-Rによるインタビュー記録を蒐集し、100年以上保管しつづけたとしても、それを聞くためのCDプレーヤーが、正常に動作する状態で残っていなければ、何の意味もない。もちろん、現在CD-Rに記録されているデータを、今後登場する新しい規格のメディアに変換すればよいのだが、その人的・金銭的コストを、誰が負担するのかという問題は残される⁽²⁵⁾。

ただし、これらの問題については、カセットテープを使いつづけたところと同じように生じるものである。また、メディアの物理的寿命の問題については、CD-Rの複製が容易であるという利点を活かし、あらかじめ何枚かコピーを作っておき、別々の場所に保管することで緩和できる。

(2) データの改竄

CD-Rのデータが、デジタル方式で記録されることによる問題もある。「データの改竄」がそれである。

デジタル方式でデータが記録されると、特定の発言を消去したり、特定の文脈でなされた発言を切り出して、別の箇所に張り付ける、といった作業が容易になる。研究者として、このようにデータを改竄することが、言語同断の行為であることはいうまでもないが、かといってこれを完全に防止することは困難である。アナログ方式で録音されるカセットテープであれば、そもそもそのような細工が困難であり、見破ることも比較的容易であったが、デジタル方式ではそうもいかなくなる。これもまた、新技法の導入に伴う問題点といえる。

(3)複製の簡易化に伴う問題

CD-Rの導入による最大の効用は「複製の簡易化」であった。しかしながら、実際にこの技法が普及したとしても、前項で述べたような「音声史料の複製と相互提供・共有」が、ただちに一般的になるとは思われない。そこには少なくとも3つの「障碍」が存在する。

①法律上の制限

最初の「障碍」は、法律的なものである。はたして、インタビューを記録したCD-Rを、インタビュアーの一存で複製し、他の研究者の求めに応じて提供することは、法律上許される行為なのか。

この疑問を、著作権法などに結びつけるかたちで言い直すと、つぎのようになる。「この種のインタビュー記録にも、著作権は生じるのか」「生じるとすれば、その権利は証言者のみに帰属し、インタビュアーとして記録の作成に関与した研究者には、何の権利も与えられないのか」「逆に著作権が生じないとすれば、インタビュアーはこれを自由に複製し、配布することができるのか」等々。

これらの問題は、これまでインタビューを記録したカセットテープが、そう簡単には複製できなかつたこともあり、ほとんど議論されることがなかつた。しかし、CD-Rの最大の利点が、データを劣化させることなく、容易に複製を作れる点にある以上、どうしてもこのような問題に直面せざるを得なくなる。

そして、さらに踏み込むならば、次のような疑問も生じる。他の研究者に、複製したCD-Rを提供した場合、さらにそこからコピー（孫コピー）を作られる可能性がある。これを防ぐ目的で、データを提供する際に孫コピーの作成を禁止することは、法律的には可能なのか⁽²⁶⁾。それともインタビュアーには、

孫コピーの作成を禁ずる権利などなく、そのような制限を課すること自体が、他者の権利を侵害する行為なのか。

筆者はいまのところ、これらの疑問点について明確な結論を得ていない⁽²⁷⁾。したがって、ここでは問題を提起するにとどめるが、その解答しだいで、「データの相互提供と共有」という構想にも大きな影響が生じるだろう。

②証言者との信頼関係

第2の「障碍」は、証言者と取材者との信頼関係である。

かりに、上記の法律上の問題について、「インタビューを録音したものに関して、証言者には法的な権利は認められない。よってインタビュアーの一存で、自由に複製し、第三者に譲渡できる」となったとしよう。しかしその場合でも、実際の譲渡は困難と思われる。

なぜなら、インタビューで重要な証言を引き出すためには、取材者と証言者の信頼関係が不可欠である。とくに証言者に、不名誉な事実も含めて正直に喋ってもらおうとするときは、インタビュアーに対する鞏固な信頼が欠かせない。そのためインタビュアーとしては、法律的にはどうあろうとも、証言者に無断で記録を複製し、第三者に提供することなどできない。

しかし、データを保管する研究者たちが、証言者に対する信義を理由に、データの外部への提供を全面的に拒むとしたら、新技法によってデータの複製が容易になったとしても、その研究上の効用は事実上うしなわれてしまう。これを防ぐためには、取材者と証言者の信頼関係を確保しつつ、なおかつデータの外部への提供を可能にするような、何らかの措置を講じる必要があるだろう。

この点に関しても、今後本格的に検討してゆかねばならないが、ここでは一つだけ提案しておきたい。それは、インタビューの際に、証言者にたいしてデータの取扱いについてきちんと説明し、複製や譲渡の条件について文書で契約しておくことである。そのような契約を結び、双方の権利を明確にしておけば、その範囲内でデータの複製と提供を行ったとしても、無用のトラブルは生じないであろうし、取材者と証言者の信頼関係も守られるであろう。ただ、このような手続きについてのガイドラインや、契約書の雛型については、これまでほとんど検討されてこなかった。この点についても、今後の研究が必要である。

③研究者の心理

第3の「障碍」は、データを保管する研究者自身の心理である。そもそも、この種の音声史料の複製や共有が、これまで一般的でなかったのは、史料の複製の技術的な難しさや、法律上の制約よりも、研究者の心理的抵抗感によるところが大きかった。

特定の人物からインタビューをとる場合、何度もその人物のもとに足を運び、徐々に信頼関係を築きあげたのちに、ようやくその口を開いてもらう、という場合が少くない。したがって、そのインタビュー記録は、苦勞して得た研究上の貴重なリソースであり、ほかの研究者に提供することなど論外、と考える者は多いだろう。また、インタビューで得られた証言のうち、幾つかの重要な論点については、将来、著書としてまとめる際に公表することを計画しており、当分の間、他の研究者には知られたくない、という場合もあるだろう。

筆者も、そのような理由で記録の公開を拒む研究者の心理は理解できる。しかし、学問全体の発展を考えるならば、貴重な音声史料を、ひとりの研究者が私的に独占しつづけるというのは、決して好ましい状態とはいえない。たとえば、インタビュー記録を持ちながら、それを他の研究者には一切公開せず、論文の註記で「〇〇氏の筆者に対する談話による」と記して主張の論拠とされても、他の研究者には検証の手段がない（とくに証言者が故人の場合）以上、建設的な議論は不可能になってしまう。

そこで、この両者の立場を調整し、取材者の利益やプライオリティを護りながらも、この種の音声史料を学界の共有財産とし、研究水準の向上に役立てるようなしくみを、今後考案してゆく必要があるだろう。

繰返しになるが、CD-Rの導入による最大の効用は「史料の複製の簡易化」にある。しかし、その真価が発揮されるためには、以上の3つの「障碍」を、適切に処理してゆかねばならない。

6 今後の展望

本節で紹介した新技法に関して、今後どのような作業が必要であろうか。前項で指摘した問題点の解決のほか、さらに2点ほど挙げておきたい。

第1に、CD-Rを作成する手順のマニュアル化が必要である。現在はまだ、個々の研究者が個別に技法を研究している段階である。これを集約し、標準的な手法を確立することは、総ての研究者にとって有益なものと思われる。もちろんその際に、前項で指摘した幾つかの課題に対して、一定の解答と方針が示されることが望ましい。とくに法律上の問題については、取材者や証言者の権利と義務に直接かかわる問題であるから、トラブルが生じる前に、早急に調査する必要がある。

第2に提案したいのは、この種の音声史料を体系的に蒐集し、公開する制度の確立である。個々の研究者が、インタビューの記録を個別に保管している現状では、その史料を利用したいと思っても、実質的に不可能な場合が少なくない。しかし、たとえば国立国会図書館などが、これらの史料を体系的に蒐集するようになれば、この問題はかなりの程度まで緩和される。とくにCD-Rの場合、複製の作成は容易であるし、1枚の媒体に膨大な記録を収めることもできるから、収蔵に必要なスペースやコストも小さくて済むと考えられる。

ただし、蒐集した史料の公開については、より厳格な方針で臨まなければならない。閲覧の基準については、取材者が証言者と交した契約によって、「自由に閲覧可」というものから、「証言者または遺族の許可を受けた者に限り閲覧可」「証言者の死後50年間は閲覧不可」というものまで、個々の史料ごとに異なるであろう。したがって、史料に契約書のコピーを添付することによって、閲覧の条件を明確にし、証言者の意思を厳守するよう努めるべきである。また、インタビュアーのプライオリティも十分に尊重し、寄託を受ける際に「寄託者(インタビュアー)が内容を著書としてまとめるまで、第三者には公開しない」といった、特別な条件を認めることも必要と思われる⁽²⁾。

註記

- (1) 総務省行政管理局「法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)」および国立国会図書館「国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>)」。なお、本稿で紹介するウェブ・ページのURLは、原則として2001年末現在のものである。
- (2) 総務省「統計局・統計センターホームページ (<http://www.stat.go.jp/>)」。

- (3) 国立国会図書館「貴重書検索 (<http://www3.ndl.go.jp/>)」 および京都大学附属図書館「貴重資料画像 (<http://ddb.libnet.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/>)」。また、アジア歴史資料センター (<http://www.jacar.go.jp/>) では、国立公文書館と外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館が保管する、近現代の日本とアジア近隣諸国の関係にかんする資史料の目録と画像を公開している。
- (4) 米田については伊藤信哉「国際問題評論家の先駆・米田實—その経歴・人物・言説—」『政治経済史学』第393号、1999年を参照。
- (5) 歴史研究や政策研究におけるインタビューの意義と問題点については、以下の文献とウェブ・ページを参照。政策研究院政策情報プロジェクト『政策とオーラルヒストリー』中央公論社、1998年。伊藤隆「オーラルの実態と今後の方法論について—一人選から公開・著作権の問題まで—」(COEオーラルヒストリー政策研究プロジェクトが2000年11月に開いた研究集会における報告。要旨は http://www.coe-oralhistory.grips.ac.jp/Japanese/POPE_04/04_02_01.html に掲載)。とくに後者の報告では、本稿においても言及される「音声史料の著作権性」に関する問題や、「記録データの保存と公開」にかかわる問題にも触れられている。
- (6) このような場合の註記の書式について、すでに何種類かの方式が提案されている(斎藤孝『学術論文の技法』第2版、日本エディタースクール出版部、1998年、114-115頁。櫻井雅夫『レポート・論文の書き方 上級』慶應義塾大学出版会、1998年、77頁)。ただし、いまのところ一般的なルールは確立されていないようである。
- (7) パソコンは、現在市販されているものであれば、もっとも安価な製品で十分である。また、MDプレーヤーとパソコンを接続するためのケーブル(光ケーブルまたはオーディオケーブル)、パソコンで音声ファイルを処理するためのソフトウェアなども必要となる。
- (8) MDメディアは現在、74分用と80分用の2種類が市販されている。また、最近のMDプレーヤーには「MDLP」という機能が搭載されたものもある。この機能を活用すれば、1本のメディアに、従来の2ないし4倍の長さの録音をすることができる(80分用のメディアに5時間20分ぶんの録音が可能)。
- (9) データをデジタル方式で転送する場合は光ケーブルを、アナログ方式で転送する場合はオーディオケーブルを使用する(アナログの場合、わずかに音質が低下する)。
- (10) 本項は、より実用的な情報の提供を目的としている。そのため、具体的な商品名や、コンピュータ用語が頻出するが、御寛恕いただきたい。また、使用する機器やソフトウェアの中には、原稿執筆の時点で、すでに生産中止となっているもの

もあり、また技術的な説明についても、急速に進歩するコンピュータの世界では、数か月もしないうちに旧びてしまう可能性が高いが、あわせて諒とされたい。

- (11) 筆者の場合、アプリックス社のW i n C D Rというソフトを使用してデータを受信した。
- (12) 筆者はフリーソフト (インターネットなどで無償で配布されているソフトウェア) のW a v e Zを利用した。このソフトについては、Osamu Kurai氏のウェブ・ページ (<http://www.geocities.co.jp/SiliconValley/6144/wavez.html>) を参照。このソフトを、筆者のパソコンで使用したところ、わずかに数分の作業でM D 1 本分のデータを、15のトラックに分割できた。
- (13) 筆者が使用したのは、註11でも触れたW i n C D Rである。
- (14) 正確には、筆者の使用したC D - Rライターは、パソコンに内蔵されるタイプの製品なので、ケーブルで外部接続されているわけではないが、ここでは説明を判りやすくするため、このように表記する。
- (15) パソコン以外の機器で再生する方法もあるが、いずれにしても普通の音楽用C D プレーヤーで聞くのは困難である。
- (16) W A V E形式のファイルを、M P 3形式やWMA形式に変換すると、ファイルの大きさが10分の1以下になるので、そのぶん録音時間を長くできる。したがって、複数のM Dメディアに録音されているデータや、M D L P方式で録音されたデータを、1枚のC Dにまとめることもできる。ただし、ファイル変換によって音質が劣化する (インタビューの音声程度であれば、ほとんど気づかないレベルであるが) という欠点もあるので注意したい。
- (17) メディアは、原則としてM Dと同容量のものを選べばよい。M Dと同じくC D - Rのメディアも、74分用 (650M B) と80分用 (700M B) の2種類が一般的である。
- (18) 具体的には、データの書込み方法としてディスク・アット・ワンス方式を選択し、ブリギャップとポストギャップ (トラックの前後に挿入される無音時間) の設定を0秒とする。
- (19) 註16を参照。なおW A V E形式のファイルをM P 3形式やWMA形式に変換するためには、専用のソフト (エンコーダ) が必要である。エンコーダに関しては、さまざまな製品が市販されており、またC D - R書込み用のソフトウェアに付属する場合もある。
- (20) ただしパソコンの側に、エンハンスドC Dに対応したデバイスドライバが必要である。
- (21) ただし、実際の寿命については、メディアの品質や保存状況などに大きく左右されるので、一概にはいえない。また何より、このメディアが登場してから日が浅

いので、実際にどの程度まで保存可能であるかは、不明な点も多い（日本写真学会画像保存研究会『写真の保存・展示・修復』武蔵野クリエイト、1996年、69頁）。

- (22) ファイル変換の際にビットレートを128Kbpsとし、700MB用のメディアに書込んだ場合。ビットレートを64Kbpsに設定すれば、音質がやや低下するものの、1枚のCD-Rに30時間近くのデータを詰め込むこともできる。
- (23) 2001年末現在の実売価格。
- (24) これまでにも、重要なインタビューが「談話記録」として活字化され、公刊されることはあった。しかし、そのようなインタビューは、個々の研究者が日々行っているもののうち、まさに氷山の一角にすぎない。また活字では、証言者の口調や、感情の起伏まで再現することはできず、どのような気持ちでその発言をしたのか、判断しにくい場合も稀ではない。
- (25) たとえば1990年代後半以降、CDの数倍から十数倍の容量をもつ、記録型DVD（デジタル多目的ディスク）の規格が制定され、徐々に普及しつつある。しかし、DVDもまた、おそらく数年のうちに登場する、別の高速・大容量の規格に取って代られるであろう。したがって、かりに今、CD-RからDVDにデータをコピーしたとしても、いつかはDVDから、さらに新しい規格のメディアにデータを移さねばならない（ただし、データそのものはデジタルで記録されているので、メディア変換を繰返しても、音質が劣化する心配はない）。
ちなみに、メディア変換のコストに関連して指摘すると、書籍などの紙媒体は、データの読み出しに特別な機器を必要としないという点で、CDやカセットテープよりも遥かに優れている。つまり、書籍そのものが破壊されないうえ、何百年経っても、記録されたデータを読み出すことが可能なのである。
- (26) なお技術的にいうならば、コピーの作成を完全に防止することは不可能である。また、将来行われると予想される「CD-Rから新規規格のメディアへのコンバート」のことまで考えるならば、かりにコピーを完全に防止することができたとしても、新規規格のメディアへのデータの移行までもが不可能になってしまうため、そのような措置を講じることは好ましくない。
- (27) インタビュー記録の著作権性については、筆者が「著作権情報センター（<http://www.cric.or.jp/index.html>）」に問合せたところ、「そこに思想又は感情が創作的に表現されているか否かなど、事例によって異なる」との回答を得た。
- (28) そうしないかぎり、結局は研究者の多くが史料を死蔵してしまうため、寄託制度そのものが形骸化してしまうだろう。

（いとう しんや・神田外語大学非常勤講師）

〔連絡先：s-ito@cool.ne.jp〕